

【オーストラリア】2021年財政関連法改正（ニュースメディア及びデジタルプラットフォーム義務的交渉規範）法

海外立法情報課長 内海 和美

* 2021年3月、ニュースコンテンツ使用料の支払に関し、ニュースメディア事業者とデジタルプラットフォーム事業者間の交渉力の不均衡を解消するための義務的交渉規範を定めた法律が成立した。

1 義務的交渉規範制定の経緯

2017年12月4日、モリソン（Scott J. Morrison）財務大臣（当時。現連邦首相）は豪州競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission: ACCC）に対し、デジタルプラットフォームがメディア・広告サービス市場の競争に与える影響について、調査を命じた。2019年7月26日、ACCCは、調査結果の最終報告書¹をフライデンバーグ（Joshua A. Frydenberg）財務大臣に提出した。同報告書は23の提言を行い、特に提言7では、「指定デジタルプラットフォームは、デジタルプラットフォームとメディア事業者との関係を規定する行動規範（code of conduct）を、豪州通信メディア庁（Australian Communications and Media Authority: ACMA）に提供する」ことを求めた²。

同年12月、連邦政府は最終報告書に対する回答³を公表し、①デジタルプラットフォームとメディア事業者間の交渉力の不均衡に対処するため、ACCCに、2020年11月までに関係者と協力して自主的規範の策定・実施を指示したこと、②合意が得られない場合、連邦政府は義務的規範を策定する可能性があることを示した。しかし、コンテンツに対する使用料の支払という重要問題に関して、当事者間で自主的な合意に達することは困難であった。そのため、2020年12月9日、義務的行動規範を定めるための法案が連邦議会に提出され、2021年3月2日に、2021年財政関連法改正（ニュースメディア及びデジタルプラットフォーム義務的交渉規範）法⁴が成立した（翌3日施行）。

2 法律の概要

(1) 構成

3か条及び附則2編から成る。附則1で「2010年競争及び消費者法」（1974年法律第51号）⁵に、第IVBA章「ニュースメディア及びデジタルプラットフォーム義務的交渉規範」（第52A条～第52ZZS条。全73か条）を追加し、附則2で「2010年競争及び消費者法」に、第IVBA章

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ “Digital Platforms Inquiry: Final Report,” ACCC, June 2019. <<https://www.accc.gov.au/system/files/Digital%20platforms%20inquiry%20-%20final%20report.pdf>>

² *ibid.*, p.32.

³ “Regulating in the digital age: Government Response and Implementation Roadmap for the Digital Platforms Inquiry,” Australian Government, 2019. <<https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-12/Government-Response-p2019-41708.pdf>>

⁴ Treasury Laws Amendment (News Media and Digital Platforms Mandatory Bargaining Code) Act 2021, No.21, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021A00021>>

⁵ Competition and Consumer Act 2010, No.51, 1974. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00289>>

の規定に対応する罰則を追加した。

(2) 主な内容

義務的交渉規範は、指定デジタルプラットフォーム事業者（以下「指定デジタル事業者」）及び登録ニュースビジネス⁶事業者（以下「登録ニュース事業者」）に対して適用される。

(i) 指定デジタル事業者（第 52E 条）

財務大臣は、委任立法⁷により指定デジタル事業者を決定することができる（第 1 項）⁸。決定に際して、当該事業者及びその全ての関連企業で構成されるグループが、①豪州のニュース事業者との間に著しい交渉力の不均衡があるか、及び②当該グループが、豪州のニュース事業者のニュースコンテンツに関する契約（使用料支払契約を含む。）を通じて、豪州のニュース産業の持続可能性に対し多大な貢献を行ったかを考慮しなければならない（第 3 項）。指定の決定を行う前に、当該事業者に書面による通知を行わなければならない（第 5 項）、通知から 30 日を経過しなければ、決定することはできない（第 6 項）。

(ii) 登録ニュース事業者（第 52G 条）

ACMA は、ニュース事業者が第 2 項の要件⁹を満たす場合には、登録ニュース事業者として登録しなければならない（第 1 項）。

(iii) 交渉・調停・仲裁

交渉：登録ニュース事業者は、指定デジタル事業者に、指定デジタルプラットフォームが提供するニュースコンテンツに関する一つ以上の特定事項について、交渉を希望することを通知することができる（第 52ZE 条）。交渉当事者は、誠実に交渉しなければならない（第 52ZH 条）。**調停**：当該通知後 3 か月以内に交渉が合意に達しない場合には、調停が行われる（第 52ZIA 条）。調停から 2 か月が経過した場合、調停は終了する（第 52ZIC 条）。**仲裁**：中核的交渉事項が、指定デジタル事業者による、登録ニュース事業者のニュースコンテンツの使用料に関するものである場合、調停終了後、登録ニュース事業者は、ACCC に当該問題について仲裁の開始を通知することができる（第 52ZL 条）。仲裁人は、ACMA が選任する（第 52ZM 条）。交渉当事者は、仲裁に誠実に臨まなければならない（第 52ZS 条）、違反した場合は、1 千万豪ドル以上の罰金が科される（第 76 条第 1A 項第 b 号）。交渉当事者はそれぞれ、仲裁人に使用料の金額（一括払い額）の最終案を提出しなければならない、一旦提出した案は撤回できない。仲裁人は、それらの最終案が、豪州のニュースコンテンツの提供又は豪州の消費者に重大な不利益をもたらす可能性が高いため公共の利益に反すると認めた場合を除き、どちらか一方の最終案を採用しなければならない（第 52ZX 条）。仲裁判断は法的拘束力を有する（第 52ZZE 条）。

(iv) 第 IVBA 章の評価

財務大臣は、第 IVBA 章施行後 12 か月以内に、本章の運用について評価を開始し、評価開始後 12 か月以内に評価を終了しなければならない（第 52ZZS 条）。

⁶ ニュースビジネスとは、ニュースコンテンツを制作し、オンラインで公開している、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等（第 52A 条）。

⁷ 委任立法（legislative instrument）とは、法律の委任に基づいて立法府（議会）以外の機関が法規を制定すること、又はこのようにして制定された法規をいう。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第 5 版』有斐閣、2018、p.32。

⁸ Google 及び Facebook が想定されているが、2021 年 7 月 1 日現在、指定デジタル事業者となった企業はない。

⁹ 豪州視聴者基準（豪州の視聴者にサービスを提供することを目的として、主に豪州で運営されているか。第 c 号・第 52O 条）、収入基準（直近 1 年間又は直近 5 年間のうち少なくとも 3 年間の年間収益が 15 万豪ドルを超過するか。第 d 号・第 52M 条）、ニュースビジネスとの関連基準（ニュースビジネスを運営し又は管理している事業者か。第 e 号・第 52L 条）等。なお、1 豪ドルは、約 81.6 円（令和 3 年 9 月分報告省令レート）。